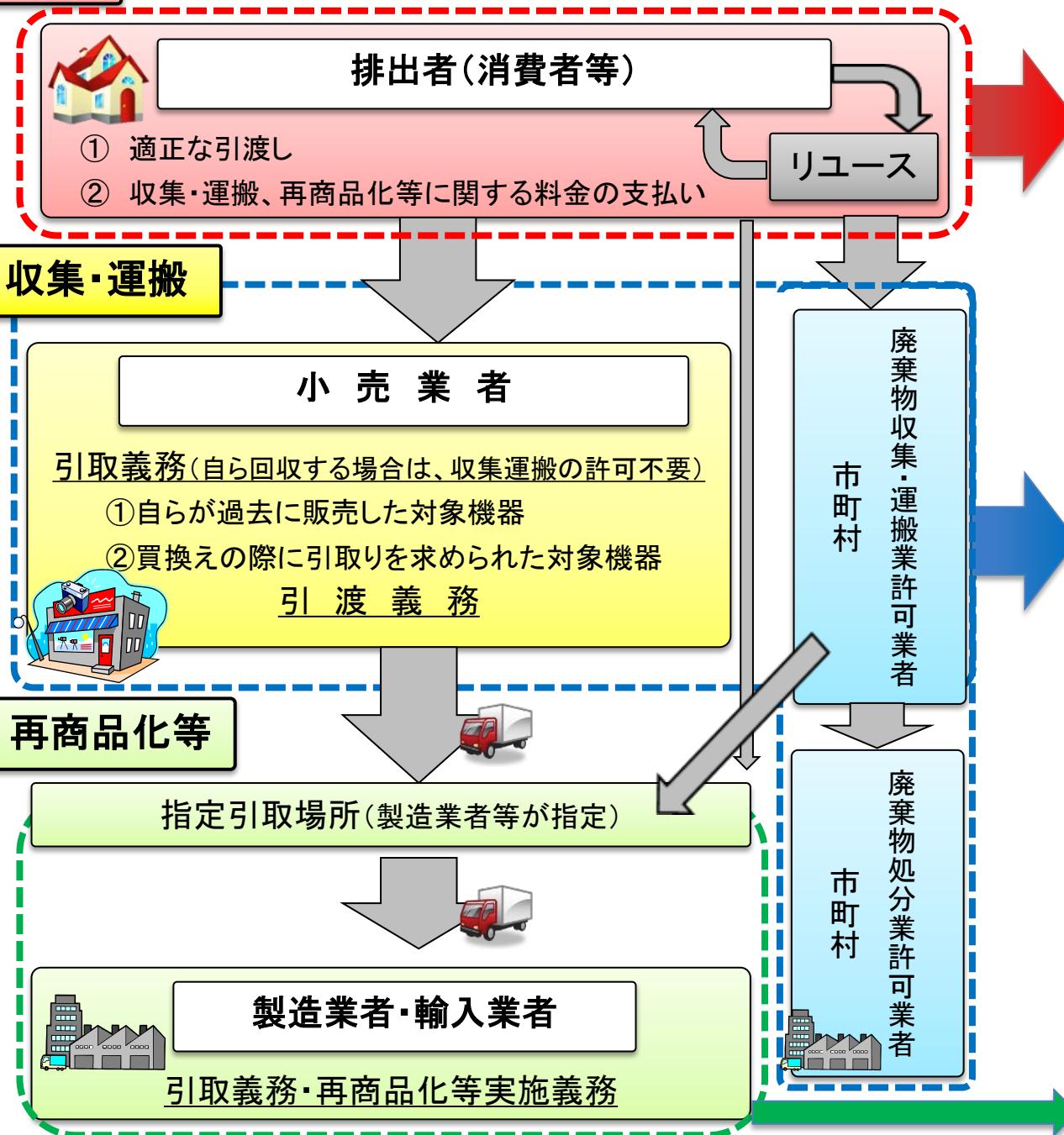


家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法:平成13年4月本格施行)

- ◆ 平成25年5月より、産業構造審議会・中央環境審議会合同会合において法施行後2度目の制度見直しの議論を開始。計12回の審議及びパブコメを経て、26年10月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめたところ。
- ◆ 本報告書において提言された以下の具体的な方策について、各主体において所要の取組を進めることが求められている。
- ◆ また、本報告書では、少なくとも毎年1回、各主体における所要の取組の進捗状況等を合同会合でフォローアップし、5年後を目途に、再度、制度見直しの議論を行うことが適当とされた。

排出 家電リサイクル法の主な流れ



【消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善】

- ◆ 回収率目標(仮称)の設定
 - ・国が回収率目標(仮称)を基本方針において設定(平成30年度56%目標)
 - ・目標達成のため、各主体が回収促進に取り組み、その実施状況を点検
 - ◆ 消費者に対する効果的な普及啓発の実施
 - ・消費者に対する普及啓発を各主体が各々の立場から実施
 - ◆ リサイクル料金の透明化・低減化
 - ・製造業者等から費用の内訳を細分化して国へ報告、本合同会議において公表
 - ・リサイクル料金の透明化を通じて、製造業者等が料金の低減化を検討
 - ◆ 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築等による排出利便性の向上
 - ・小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されるよう、国は市町村の取組を支援、フォローアップ
 - ◆ 適正なリユースの促進
 - ・国・自治体は優良なリユースを行っている業者に関する情報発信等を実施
- 等

【特定家庭用機器廃棄物の適正処理の確保】

- ◆ 不適正処理に対する取締りの徹底
 - ・違法な回収業者等の不適正処理に対する自治体の取締りへの国の支援
 - ・国・自治体を中心となり、消費者に対する適正な排出を促す周知・広報の徹底
 - ◆ 不法投棄対策及び離島対策の実施
 - ・市町村は不法投棄の未然防止策を実施、国はより詳細な把握に努め、市町村の取組を支援
 - ・製造業者等による市町村の支援の取組の延長・手続の簡素化
 - ◆ 小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底
 - ・引取台数の多い小売業者に対し、店舗毎の台数を定期的に報告
 - ◆ 廃棄物処分許可業者の透明性向上
 - ・廃棄物処分許可業者に対する自治体の報告徴収・立入検査の実施状況を国が公表
 - ◆ 海外での環境汚染を防止するための水際対策の徹底
 - ・国は、水際での有効な取締りを行うため、自治体との情報共有等の連携強化
- 等

【家電リサイクルの一層の高度化】

- ◆ 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進
 - ・製造業者等に対する再商品化のガイドラインを国が策定
 - ・国が製造業者等に課される法定再商品化率の引上げ
 - ◆ 有害物質
 - ・製造業者等による有害物質の適正処理の対応状況の情報発信
- 等

【その他の論点】

- ◆ 対象品目－市町村における処理状況、小型家電リサイクル法の施行状況等を把握し、引き続き対象品目の追加について検討
- ◆ リサイクル費用の回収方法－引き続き、諸外国の事例の収集等に努め、それぞれの方式における論点・課題等について、今後とも検討